

## みえ森と緑の県民税第3期制度中間案に対する主なご意見と県の考え方

### 対応区分

- ①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
- ②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。
- ③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
- ④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。（県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。）
- ⑤その他：①～④に該当しないもの。

| 番号 | 該当箇所 | 意見の概要   | 対応区分 | 意見に対する考え方   |
|----|------|---|------|---|
| 1  | 全般   | <p>みえ森と緑の県民税の2期目が今年度で終了しますが、県内には災害緩衝林の整備が必要な箇所がまだ多数存在し、これまでに整備を行なったところにおいても、災害緩衝林としての機能を十分に発揮させるためには、引き続き手を加えていくことが重要となっています。</p> <p>一方、県内の森林には、手入れ不足で間伐を必要とする林分が多く残されていることや、利用期を迎え、伐採後の確実な再生林を進めて行くことなども課題となっています。</p> <p>既存財源や森林環境譲与税による森林の整備も行なわれていますが、森林の抱える問題は数多く、必要な整備量も膨大なことから、各財源を確保して役割分担のもとに目的に応じた森林の整備を進めていくことが大切です。みえ森と緑の県民税を継続して、森林による防災・減災対策と地域の実情に応じた森林の整備を引き続き進めていかなければなりません。加えて森林を様々な形で支える人と社会をつくることも重要です。県民税制度の継続に賛成します。</p> <p>また、税金規模については、本来であれば今以上に森林整備を加速していく必要がありますが、社会経済情勢等を考えると現状維持が適切です。</p> | ②    | <p>「3. みえ森と緑の県民税制度の継続」において、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を引き続き進めていく必要があるため、必要な見直しを行いつつ、県民税制度を継続することとしています。</p> <p>また、「6. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ」において、課税方式や税率は変更しないこととしています。</p> |
| 2  | 全般   | <p>当地域は雨量も多く、近年は豪雨に襲われることも多くなってきており、土砂・倒木等が流出する災害も発生しております。今後も同様な災害が頻発する可能性が高く、災害を未然に防ぐためには県民税を利用した森林整備は大変意義があり、県民の財産を守るという観点からも今後も継続して実施して頂きたい。</p>  | ②    | <p>「3. みえ森と緑の県民税制度の継続」において、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を引き続き進めていく必要があるため、必要な見直しを行いつつ、県民税制度を継続することとしています。</p>   |

| 番号 | 該当箇所   | 意見の概要  | 対応区分 | 意見に対する考え方   |
|----|--|--|------|---|
| 3  | 全般   | <p>すごく大事な事業だと思います。森林は木材の生産場所だけでなく、水を貯えたり土砂崩れを防いだりといった機能があることをもっと県民に理解して欲しいと思います。是非とも継続して欲しいですね。</p>  | ②    | <p>「3. みえ森と緑の県民税制度の継続」において、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を引き続き進めていく必要があるため、必要な見直しを行いつつ、県民税制度を継続することとしています。</p> |
| 4  | <p>2.第2期の取組状況7<br/> (2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題 (P2～P3)</p> | <p>事業の継続はとても有難い事であります。特に私たちの地域では紀伊半島大水害で被災した個所の整備など、災害緩衝林事業については、該当個所の住民の方には大変喜んで頂けております。</p> <p>しかし、事業実施をお願いしたい個所が多々あるにも関わらず、事業実施がされていないところも多く、なぜできないのかと、言う意見も多いのも現状であります。</p> <p>整備は必要なのに事業化されない理由として、境界不明確や、所有者不明等の問題も多いことから、事業推進には境界明確化が不可欠であると思っております。</p> <p>流域防災機能強化対策事業についても同様に、災害緩衝林事業実施の上方が、同じ所有者ではない場合も多くそこで境界など確定できなくては、施業実施にはつながりません。</p> <p>どちらの事業も前年度に計画的な調査・測量を行えば、もっとスムーズに事業が進むのではないかと考えられます。</p> | ③    | <p>今後、具体的な事業に取り組む際の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、災害緩衝林整備事業及び流域防災機能強化対策事業については、前年度の調査・測量が可能となっています。</p>                |
| 5  | <p>2.第2期の取組状況7<br/> (2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題 (P2～P3)</p> | <p>災害緩衝林、流域防災事業を継続的に進めていくにあたり、地域住民への周知や林業事業者との連携強化が必要であると思っております。</p>  | ③    | <p>今後、具体的な事業に取り組む際の参考とさせていただきます。</p>  |

| 番号 | 該当箇所  | 意見の概要  | 対応区分 | 意見に対する考え方   |
|----|---|--|------|---|
| 6  | 2.第2期の取組状況7<br>(2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題 (P4)                  | <p>取組事例として集落周辺や通学路等に近接する森林において、危険木の伐採・除去を実施し、暮らしに身近な森林を整備することで、生活環境の保全や暮らしの安全性の向上を図ったとあります。</p> <p>近年、高齢化が進む中で、家の庭木等が大きくなりすぎて所有者自らで処理ができない事例が多くあります。</p> <p>大雨や台風により、倒木等の危険を感じている方が多く暮らしの安全性が確保できない状況です。個人の責任で処理することが前提かもしれませんが、年金暮らしの高齢な方々の負担を少しでも軽減できるように、県民税の活用ができないのでしょうか。</p> | ④    | <p>森林の恩恵は全ての県民の皆さんが受けていることから、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるために必要な費用について、県民の皆さんに幅広く負担していただくこととしています。</p> <p>個人住宅の庭木等の処理については、こうした税の趣旨に合致しないと考えています。</p> |
| 7  | 2.第2期の取組状況7<br>(2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題 (P4)                  | <p>山間部では、林道等の山道といわれるような道を生活道として使用し暮らしています。台風などで大規模な倒木等が起こると、行政に連絡しても、山林所有者と連絡が取れないや、予算がどうのと、復旧までに何日かかかってしまうので、結局集落の人などが費用を負担または自分で伐採せざる負えないときが何度かあります。未然に防ぐのはもちろんですが、発生した際にも本事業で対処できればありがたいと思いました。</p>   | ③    | <p>今後、具体的な事業に取り組む際の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、基本的には道路等の管理者が実施すべきものと考えています。</p>   |
| 8  | 5.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策<br>(1) 主な事業<br>①基本方針1 災害に強い森林づくり (P13) | <p>みえ森と緑の県民税もようやく軌道にのりつつある時なので、さらに強力に森林整備（流木対策）を継続してほしい。森林環境譲与税事業とは棲み分けているのだから、災害緩衝となる森林の整備をさらに進めてほしい。</p>   | ②    | <p>対策1「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」の想定事業例において、「①土石流等の被害を軽減する森林の整備」に取り組むことを記載しています。</p>   |
| 9  | 5.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策<br>(1) 主な事業<br>①基本方針1 災害に強い森林づくり (P13) | <p>みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備事業の現地が今後も整備される事を期待します。一度整備されたところも、現在危険木が発生しており、必要性のあるところが目立ちます。</p>  | ②    | <p>対策1「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」の想定事業例において、「①土石流等の被害を軽減する森林の整備」に取り組むことを記載しています。</p>   |

| 番号 | 該当箇所   | 意見の概要   | 対応区分 | 意見に対する考え方  |
|----|--|---|------|--|
| 10 | <p>5.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策</p> <p>(1) 主な事業</p> <p>①基本方針1 災害に強い森林づくり (P13)</p> | <p>P3の〈課題〉にも記載されているように、全国で発生している豪雨被害を最小限に抑えるためにも、引き続き災害に強い森林づくりは重要であり、県が実施している災害緩衝林整備事業及び流域防災機能強化対策事業の事業拡充を強く要望する。</p>  | ②    | <p>対策1「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」の想定事業例において、「①土石流等の被害を軽減する森林の整備」や「②流域の防災機能強化を図る森林整備」に取り組むことを記載しています。</p>  |
| 11 | <p>5.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策</p> <p>(1) 主な事業</p> <p>①基本方針1 災害に強い森林づくり (P13)</p> | <p>「森林の機能を早期に発揮させるための対策を実施する。」とありますが、具体的な対策として、重要な森林において確実な再造林が促進される支援策の実施を望みます。</p>  | ③    | <p>今後、具体的な事業内容を検討していく際の参考とさせていただきます。</p>   |
| 12 | <p>5.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策</p> <p>(1) 主な事業</p> <p>①基本方針1 災害に強い森林づくり (P13)</p> | <p>みえ森と緑の県民税事業について、私の地域は2011年9月の紀伊半島大水害により、森林、住宅、田畑等大きな被害を受けました。</p> <p>生活様式については復興してきましたが、森林(道路)関係については、未だ放置されている状態です。道路がなくては山林に入ることも出来ない箇所があります。</p> <p>私のお願いする意見として、森林は人間が入って少しでも手入れをすることが災害を防ぐことにつながります。</p> <p>この森林に近づくための道路の確保です。道路(車道ではなく昔の木馬道)は奥山に行くための進路ですが、2011年の災害により決壊して通行不能状態です。土砂や流木の被害を出さないための前準備です。そのために必要な道路です。</p> <p>これからの若い方々が山に入るにも防災を考えるにも現地に入る道路がなければただ放置されてしまいます。</p> <p>若い後継者のためにもぜひより良い検討をお願いします。</p> | ④    | <p>みえ森と緑の県民税を活用した事業については、新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であることを原則としています。</p> <p>森林内の道路の整備については、みえ森と緑の県民税導入以前から、他の財源を活用して事業に取り組んでいるところであり、この原則に合致しないと考えています。</p> <p>このため、今後も引き続き、他の財源を活用した事業により、林道や森林作業道など林内路網の整備に取り組んでまいります。</p> |

| 番号 | 該当箇所  | 意見の概要  | 対応区分 | 意見に対する考え方  |
|----|---|--|------|--|
| 13 | 5.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策<br>(1) 主な事業<br>①基本方針1 災害に強い森林づくり (P13)       | 災害に強い森林づくりとして、山の麓に流れ込んできた土砂は確認しやすいが、山の中間部で止まっているかもしれない土砂は、現地まで見に行かなければならず、労力と危険を伴います。そこで、ドローンを活用し、撮影することで人が行けないような場所でも山林の状態を一早く確認することができ、すべき対策を行いやすく、被害も最小に抑えられる可能性があると思います。 | ③    | 今後、具体的な事業に取り組む際の参考とさせていただきます。  |
| 14 | 5.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策<br>(1) 主な事業<br>①基本方針1 災害に強い森林づくり (P14)       | 地域住民にとって、安全な暮らしと地域の里山整備及び道路沿線の支障木、通学路の支障木の整備は密接な関係があると考えます。ライフラインを守る事前伐採とは別枠で予算確保と事業量の拡充をお願いします。   | ③    | 対策2「暮らしに身近な森林づくり」の想定事業例「②集落周辺の森林整備」において、ライフライン周辺や人家裏、通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等に取り組むことを記載しています。<br>なお、具体的な予算については今後検討してまいります。 |
| 15 | 5.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策<br>(1) 主な事業<br>②基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり (P14) | 各地域において、市民向けの森林講座や小中学校への森林教育が進んできているが、まだまだ全体的に県民に向けての周知不足であると考えます。少しでも多くの県民に参加してもらい、森林・林業について学んでいただくことが重要であると考えます。事前の周知・PRの充実が必要であると思います。                                    | ③    | 対策3「森を育む人づくり」の想定事業例において、「③学校等における森林教育の実施」に取り組むことを記載しています。<br>なお、事前の周知やPRについては、各関係事業の実施段階において検討してまいります。                     |
| 16 | 5.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策<br>(1) 主な事業<br>②基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり (P14) | 当管内でも少しずつ公共施設や教育機関において、森林教育が行える場の整備が進んできているが、まだまだ導入事例は少ないことから、積極的な場の拡大をお願いします。   | ②    | 対策4「森と人をつなぐ学びの場づくり」において、「①森林教育が行える場の整備」や「②多様な主体が森林や木材について学び・ふれあう場の創出」に取り組むことを記載しています。                                      |

| 番号 | 該当箇所   | 意見の概要  | 対応区分 | 意見に対する考え方  |
|----|--|--|------|--|
| 17 | <p>5.「みえ森と緑の県民税」を活用した施策</p> <p>(1) 主な事業</p> <p>②基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり (P15)</p> | <p>県内各地の都市公園における木製遊具やベンチ・テーブル等の設備に関して老朽化が進んでおり、木部が腐朽した状態や折れて欠落した状態で使用されているところもあり、依然として更新が進んでいないと感じています。そのような状態を放置しておくことは、安全性に影響を及ぼすことは言うまでもありませんが、木製に対するイメージダウンに繋がり、ひいては木材の使用自体がダメだという評価をされかねないと危惧します。したがって、「想定事業の例」に都市公園における木製遊具やベンチ・テーブル等の老朽化した既存施設等の再整備を行う旨の記載があれば、更新が進むきっかけになるのではないかと思いますので意見申し上げます。</p> | ②    | <p>対策5「地域の身近な水や緑の環境づくり」の想定事業例「①森林の総合利用のための整備」において、老朽化した既存施設等の再整備に取り組むことを記載しています。</p>                                   |
| 18 | 8.制度や使途の周知   | <p>みえ森と緑の県民税の認知度が低いということなので、市町村、林業事業者と協力して、県民の皆さんに周知してもらう必要があると思います。</p>   | ①    | <p>「これまで以上に取組を強化し、<u>市町や林業関係者とも連携しながら、税の制度や使途の周知は</u>もちろん、事業の成果や効果とともに、森林の大切さや木材の利用意義について発信していきます」と、下線部の記述を追加しました。</p> |